

予算特別委員会会議録（第2号）

○会 議 月 日 平成25年3月6日（水曜日）

○会 議 場 所 蓬田村議会議事堂

○出 席 委 員（8名）

委 員 長	藤 田 修 一	君		
副 委 員 長	森 弘 美	君		
委 員	久 慈 修 一	君	坂 本 豊	君
	久 慈 省 悟	君	青 木 倉 元	君
	山 舘 清 剛	君	木 村 修	君

○欠 席 委 員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古 川 正 隆	君
教 育 長	八 戸 良 幸	君
会 計 管 理 者	坂 本 亮	君
総 務 課 長	濱 田 亮	君
税 務 課 長	越 田 茂 弘	君
住 民 課 長	山 谷 美 代 子	君
健 康 福 祉 課 長	佐 井 邦 彦	君
教 育 課 長	坂 本 勝 教	君
産 業 振 興 課 長	坂 本 勲	君
建 設 課 長	柿 崎 真 人	君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 川 誠 治	君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	芳 賀 作 君
議会事務局 次長	遠 田 一 仁 君

○会議に付した事件

1. 議案第26号 平成25年度蓬田村一般会計予算案
2. 議案第27号 平成25年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
3. 議案第28号 平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
4. 議案第29号 平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
6. 議案第30号 平成25年度蓬田村介護保険特別会計予算案
7. 議案第31号 平成25年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案
8. 議案第32号 平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

○議事の経過概要

午前9時47分 開会

○藤田委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、議案第26号平成25年度蓬田村一般会計予算案を議題とします。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず、25ページまでの歳入全般について質疑を行います。なお、質疑は簡潔にお願いいたします。質問ありませんか。

ないようですので、次に、歳出に入ります。議会費、総務費で、26ページから47ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。4番坂本委員。

○坂本委員 29ページをお願いします。

総務費1目一般管理費の19節の負担金についてお伺いしますけれども、170万円自治会運営費補助金について少しご説明をお願いいたします。

○藤田委員長 総務課長。

○濱田総務課長 これは平成24年度までに分館活動費補助金という去年度のほうで見ていたのが、1カ所10万円の8カ所分ということで、その10万円についてはタイトルどおり

分館活動費でありましたので、それをなくしまして、その分館活動も含めた自治会で活動できるよう金額を増額しております。それが1カ所当たり20万円、分館のなかったところ、宮本地区でございますが、そこがこの分館分がないので10万円という形で計上してございます。それで、なぜ20万円に上げたかというのは、まず分館活動費も含めながら、各自治会の創意工夫による自由のある使い方をお願いするということでございます。以上です。

○藤田委員長 ほかに質問ございませんか。1番久慈委員。

○久慈修一委員 この件に関しては、確かに私も監査委員で分館活動補助金というのは、各地区、各自治会そのものが、例えば補助金の計画も実績も全く中身なしと。全く中身がなくて補助申請をして、全く中身がなくて実績を出していると。それだと分館活動の補助金という目的から外れるということで監査で指摘したところであります。

しかし、今回、私自身はやはりその現在の経済情勢とか、この社会情勢を見ますと、自治会の財政に対して村も税金を取っている関係上、個人的にやるんじゃないで自治会に助成するというのは非常に大切であろうと私は思うわけでありましてけれども、その170万円、今説明あったように、1カ所20万円、公民館があるところは20万円、宮本地区は公民館がないので10万円という判断でございますけれども、極端に申し上げれば、極端のというか、実際の問題ですけれども、阿弥陀川地区の人口と高根地区の人口、あるいはその宮本地区の人口で、その10万円の範囲というのは非常に不公平じゃないかというふうに私は思います。例えば私は自分で、ああ、これはどういうふうにして交付するのだろうというふうに考えたときに、例えば最低ラインの基本額が何ぼで、あとは人口割だとか、何かそういう工夫があってもいいのではないかなというふうに思うのですが、その辺は考えておりませんか。

○藤田委員長 総務課長。

○濱田総務課長 この金額については、連合自治会との懇談会の中での要望の1つ、さまざまな、例えば側溝の泥上げとかさまざまな問題がございますので、その辺も含めながら、村でできない部分、自治会での人たちでできる部分ということでやってもらうためにどうですかということで、自治会にも話をして納得してもらっているものでございますので、私としてはこれでよいのではと思っております。

○藤田委員長 1番。

○久慈修一委員 確かにその自治会の会長さん方はそれでいいと言うかもしれないけれど

も、やはり行政的に考えると、例えば300もある地区と30人のある地区では、おのずとその、何ていうのですか、金額的な制約というのがあるって、活動そのものにも支障が来るといふふうに私は思うんですよ。

ですので、やはり例えば街灯にしたってそうだと思いますね。街灯をつける話も、私も自分の自治会等からこの予算の、その交付金の中で街灯をつけてもいいし、何をやってもいいというような話も聞いています。だけれども、例えば宮本地区で街灯をじゃあ何灯管理しているのか。あるいは阿弥陀川地区に街灯が何個あるのかということを考えれば、やはりそこで中の、何ていうのですか、交付対象となる目的を定めてやらないと、今の説明ですと、いわば使い勝手という言葉ではないけれども、自治会の創意工夫で自由度があるということについては言っていますけれども、何にでも使えるという形で補助金を出すというのは非常に、補助の目的というか、何のためにやるのかというのが非常に薄い感覚を受けるんですよ。

ですので、やはり補助をやるには、例えば飲み食いはだめですよと、極端なことを言えば、飲み食いはだめですよとか、そういったもののやはり条件はつくるべきでないかなというふうに私は思うのですけれども、いかがでしょう。

○藤田委員長 総務課長。

○濱田総務課長 意見はさまざまあるかと思いますが、今回は私どもの判断としてはこのように進めたいということでございます。ご理解をお願いします。（「わかりました」の声あり）

○藤田委員長 ほかにございませんか。4番坂本委員。

○坂本委員 31ページの14節の使用料の中に331万円とあるわけですが、これは説明いただきたいと思います。

○藤田委員長 総務課長。

○濱田総務課長 これはコピー機と、まず主にコピー機関係でございます。以上です。

○藤田委員長 ほかに。坂本委員。

○坂本委員 わかりました。次に、33ページをお願いします。きのう18節の備品購入費で除雪機2台と説明したわけですが、まず何馬力の機械でどのような使い方をするのか。役場ではひとり暮らしとか、そういう世帯の除雪、雪おろし等をしていただいているわけですが、そういうのに主に使うわけですか。

○藤田委員長 総務課長。

○濱田総務課長 これは今現在役場のほうで1台ございますが、それは主に小学校のほうで使っていますので、今活動している分については小学校のほうであらゆるところで使っています。ということで、今使っている部分を小学校のほうに主に置くという考え方を持ちまして、来年度からは2台を用意して、自治会のほうのボランティアで活動、要援護者とか、そういう人たちの片づけなどに使うという場合があれば、いつでも貸し出しをするということです。

それで、馬力についてはガソリンの除雪機を用意しますので、ここに詳しい資料は持ってきていませんが、排気量で175ccぐらいのものだと思っています。以上です。

○藤田委員長 坂本委員。

○坂本委員 よくわかりましたけれども、ガソリン車はガソリンが高いし燃費も悪いので、できれば力が強いトルクも強いディーゼルにしたほうがよいかと思うわけですが、それは今後変更できるでしょうか。

○藤田委員長 総務課長。

○濱田総務課長 ディーゼルも考えたのですけれども、ディーゼル車になれば価格がこの1.5倍ぐらいになるということで、今回はガソリンを導入するという考えでございます。

○藤田委員長 坂本委員。

○坂本委員 少しぐらい値段が高くて、10年、15年使用する機械ですので、やはりどこに貸してもガソリン代がかさむよりは、燃費のいいほうが経済的に私は優れていると思うので、足がでてディーゼルにしたほうが絶対いいですよ。ここはちょっと検討して、購入するときしていただけないか、再度答弁をお願いします。

○藤田委員長 総務課長。

○濱田総務課長 委員の意見も参考にしながら、金額が金額で予算がこれでございますので、予算の関係もございまして、参考にしながらちょっと検討してまいりたいと思います。

○藤田委員長 ほかに質問ございませんか。坂本委員。

○坂本委員 それでは、39ページお願いします。

13の委託料の中に、選挙システムという言葉があるわけですが、これはどういうことなのか説明をお願いしたいと思います。

○藤田委員長 総務課長。

○濱田総務課長 これはパソコンによりまして県の選管とのつながりも含め、集計したりす

るものでございます。以上です。

○藤田委員長 坂本委員。

○坂本委員 よく電子投票とかあるわけですが、それとは全く関係ないですか。

○藤田委員長 総務課長。

○濱田総務課長 この投票関係とは全く関係ございません。

○藤田委員長 ほかに質問ございませんか。1番久慈委員。

○久慈修一委員 この問題はどこの課に属するか私もちよっとわかりませんので、私の考えでは企画関係になるのかなということでお聞きいたします。

我が東郡と青森市で光ファイバーを使えないと、光通信を使えないというのが蓬田村だけだということでございます。この光通信、通信情報システムを使えないのは、私も伺いましたら、かつて二、三年前になるか、補助事業があったけれども、その補助事業で実施しなかったからだというような話は聞いております。これが蓬田村では必要ないのかどうか。その辺の判断、どなたか答えてもらえればと思っておりますが、お願いします。

○藤田委員長 産業振興課長。

○坂本産業振興課長 前に担当しておりました経過を報告させていただきます。

光そのものについては、蓬田の診療所のあそこまでは来ております。それで、そこから村内に網を網羅するためには1億数千万円ほどかかるということです。本来であればNTTさんのほうでその使用状況を踏まえながらやるべきものなのですが、やはり使用頻度が少ないため、NTTさんのほうではその事業に対しては入らないということを認識しております。

平内町では町でやる予定だったのですが、あそこに関しては国道を挟み野辺地までの中での使用頻度が高いということで、NTT独自に実施した経過があります。東郡の場合はそれぞれ外ヶ浜、あるいは今別はある程度助成をもらいながら実施したわけですが、蓬田村としても今後住民あるいはそれらの意向を踏まえながら、ぜひこれについては検討していきたいと思っております。以上です。（「わかりました」の声あり）

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。

次に、民生費、衛生費、労働費で、44ページから55ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。4番坂本委員。

○坂本委員 55ページお願いします。

このペレットストーブは150万円という予算がついています。備品購入費です。恐らく青森市の斎場に数台あるわけですが、ご存じのとおり3台で150万円ということで1台50万円程でかなり高価で、個人で買うには無理だという印象です。

ちょっと探してみたら、電気を使用しない価格が安いペレットストーブがあるわけです。1台7万円で重さが22キロで、昔石炭ストーブがはやったころ、荷台を持ってカセットでこ入れかえをする石炭ストーブがあったわけですが、形状は全くそれと同じで、石炭のかわりにペレットを入れているという写真があったわけですが、燃焼時間も2時間半から6時間というふうにカタログではなっています。試しに1つこれも買ってみてはいかがでしょうか。答弁をお願いします。

○藤田委員長 健康福祉課長。

○佐井健康福祉課長 今回のペレットストーブのほうなのですが、このペレットストーブはこれからペレットをつくっていくということで、このペレットを今の県の再生可能エネルギーの事業を利用してこれを設置して、温泉のストーブなのですが、もう導入時からずっと取りかえていませんで、もう大分古くなってしまっていて、それで24年度で5台ほど取りかえています。それで残ったのが3台ありまして、それをこのペレットでの、ペレットもこれからつくっていくということで、ペレットストーブを導入するということがあります。

今言われたその安いものについても検討してみたいと思います。以上です。

○藤田委員長 4番坂本委員。

○坂本委員 何か答弁がちょっと理解できなかったのですが、このペレットストーブは普通のストーブで温泉に、もちろん温泉のあのお湯を沸かすものではなくて、ただ暖房のものだと思うわけですが、ペレットでこういうストーブがありますよと皆さんに展示するような形で使用するものだと思うわけですが、その辺はどうなのでしょう。

○藤田委員長 健康福祉課長。

○佐井健康福祉課長 展示まではちょっと考えていなかったのですが、こういう先ほどと同じことを言いますけれども、県の事業を利用しながら、これを残った取りかえていない部分のストーブを3台、この事業をもって新しくしたいということです。その前の部分についてはもう24年度で取りかえています。以上です。

○藤田委員長 坂本委員。

○坂本委員 あと、ちょっと内容が変わるのですが、温泉にペレットのボイラーを導入す

る計画があります。そのもみ殻ですよね、主にもみ殻を使ったペレットのボイラーなので、当然焼却灰がたくさん出るわけです。まき等に比べて量が多いと言われていますが、実はそのもみ殻の燃焼灰を肥料にしているという記事が農業共済新聞にこの前出ていました。温泉ではその出た灰をどのように処分する予定に、計画になっているのか。その辺も含めて答弁をお願いします。

○藤田委員長 健康福祉課長。

○佐井健康福祉課長 今議員の言われた肥料のことなのですが、今のところはそこまでは考えていません。これからいろいろ検討しながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。（「灰は」の声あり）まだそこまではちょっと。これからじっくり検討していきたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしくをお願いします。

○藤田委員長 坂本委員。

○坂本委員 内容が違うのでいいですか。この燃焼灰をケイ酸質の肥料にするというその記事を見て、これは何か利用できるというふうに思ったので質問したわけですが、灰を処分するといろんな手間がかかるし、これを有効利用できるということになれば、一石二鳥になるわけですが、ただ高い燃焼温度で燃やすと、そういう高価のある肥料にならなくて、500度ぐらいの温度に抑えないとできないというふうに書いてあるので、その辺も工夫しながら今後、その焼却灰の処理の仕方について検討していただきたいと思っておりますので、答弁したいのであればお願いします。

○藤田委員長 ほかに質問ございませんか。5番久慈省悟委員。

○久慈省悟委員 55ページの坂本委員が今質問したので、先輩に譲ったのですけれども、今、去年の我々議員研修の中で、もみ殻をぜひペレット化してそういうのに、坂本委員のほうから産業建設のほうでぜひそういうところを視察に持っていけないものかという相談がありまして、昨年度そういうところを視察してきたわけです。そして、このたび協議会の中に坂本委員が席を設けて、代表をされているとは思いますが、先ほど課長のほうから3基ストーブを買うという答弁があったのですけれども、その3基というのは、目的はお湯を沸かすというストーブなのか、それとも施設内の暖房用にするのか、その辺ははっきり教えていただきたいということと、あわせて青森市でも今このペレットストーブを随分売り出しにかかっています。私ちょっと聞きましたら、青森市ではやはりストーブが50万円という高価なものですから、買った人には行政側で助成を設けているそうです。

ですから、今後またペレットの体積がどのくらい我が村のもみ殻でできて、またそれを温泉の暖房でもし用いるのであれば、焼却してしまうことが可能なのか。それで、また上がって民家の人々が結局ペレットストーブを導入したときに、また青森市みたいな助成制度を考えてはいないのか。あわせて2つ質問いたします。

○藤田委員長 健康福祉課長。

○佐井健康福祉課長 ペレットストーブについては、あくまでも暖房用です。それと、ペレットのそのいろんな助成とか、そういった家庭用の普及のことなのですが、それについてはまずこれからもみ殻ペレットがどれだけ再生できるのか、それ次第でいろいろ今後検討していけばいいなと思っています。以上です。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。7番山館委員。

○山館委員 51ページ、衛生費、保健衛生費の負担金補助、19節、51ページの一番上のところに地域医療政策推進協議会負担金とございますけれども、この内容について説明願います。地域医療政策協議会という名前を説明をお願いします。

○藤田委員長 健康福祉課長。

○佐井健康福祉課長 これについては何度か説明したのですが、外ヶ浜町の中央病院がありますけれども、その医療の高度化、もしくは医師のいろんな確保とか、そういうものを蓬田村、外ヶ浜町、今別町でいろいろ支援していくという、支援しながらいろいろ協議していくというところの協議会なのです。そこに会議とかいろいろやると、いろんな経費がかかるということで、とりあえずは10万円を予算計上したわけでありまして。以上です。

○藤田委員長 山館委員。

○山館委員 この経過については、先般、2月の例月集会のとき村長が直々説明に来て、1,000万円という予算をつけたいということで了解願いたいということで来たわけですが、これは3町村で外ヶ浜病院を広域的に経営していくという、その内容であったわけですが、したがって、村長、3首長がその独自で自分たちで勝手にその広域に決めようとしている経緯がございます。したがって、議会のほうでは、それは住民にもっと相談したほうがいいのではないかとということで、それで村長のほうに私と議長と2人で行って、経緯を説明したわけで、ただその10万円については、協議会については必要ですよということを説明したわけですが、

したがって、負担金ということになっていきますので、これは広域的な組合を組織

して、それに対する負担金だと解釈します。まだそこまで我々蓬田村では、そこに参加するということはまだ決めていないと思います。そのためには、やはり蓬田村でこの外ヶ浜中央病院の存在、これの必要性、蓬田村で独自で協議会を設置して、その中でこの問題を皆さんで協議しながら、これに参加をするのか、しないのかということのための協議会が必要なんじゃないかということで、村長のほうに提言したわけですが、この金については負担金ということは、もう参画ということになるわけでございまして、その辺については課長または村長の考えをお伺いしたいと思います。

○藤田委員長 健康福祉課長。

○佐井健康福祉課長 今広域的に経営すると言われましたが、あくまでも経営までは、今のところは考えていません。あくまでも支援していくということで考えています。

それと、協議というのは、これでもう決めたということではなくて、あくまでも協議していくという会ですので、協議しながらいろいろ決めていくと。そういうふうにもうやると明確にしたものではありません。あくまでも協議していくための会です。以上です。

○藤田委員長 山館委員。

○山館委員 もう3回目で最後のあれですけども、今の説明だと、あくまでも協議していく、協議会に参加しますと。しかし、議会で提出された負担金は1,000万円ですよ。1,000万円を負担するというその話を議会のほうに持ってきたのです。1,000万円という大金を協議する費用だということで、それでは当たらないと思いますね。1,000万円という金額になりますと、やはりそれは参画して、これから外ヶ浜中央病院を維持していくためにそういう負担金として出していくということになるわけですよ。それが参加をするかしないかということはまだ協議も何にもしていないですよ。その中でやはりいろんな村内の意見を集約して、そこではっきりしたことを決める、参画をしていいのか悪いのかというふうなことを決めたほうが、やはりベターじゃないかと、こう思うわけですけども、このもう負担金として参画するというように決定しているわけでございますか。そこを説明願います。

○藤田委員長 健康福祉課長。

○佐井健康福祉課長 この負担金の10万円というのは、実は先月の2月の26日に、1回目の会議を開いています。そのときにその中で、これからは各町村の議長も入れて、委員として入ってもらってやるということで、そうすると、会議を開くといろんな経費がか

かるわけです。旅費とかそういうものが。あくまでもこれは負担金となっていましたのが、これからはちょっと使う目的によって変わってくるかと思います。あくまでも、この前1回目、議員さんのほうに説明したときに、そういうふうには1,000万円だと賛成できないということになって、それで議長、副議長のほうからそういうふうにはたしか10万円に軽減されたと私は、ちょっと直接聞いた……いなかったのですが、そういうふうには認識しています。決まったわけではありません。以上です。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。5番久慈省悟委員。

○久慈省悟委員 今の件ですけれども、本来、本来はですよ、町立というふうになっております。そして、また今までこういう、このたびのような助成をすとか、または参画とかはまた別個の話ですから、助成金とか賛助金とかで手助けをしたいということだろうと。古川村長の意見はそれくらいでとどめたいというふうなことだろうと私は思うのでありますけれども、ただ、今テレビ等を見ても、医師の確保とか、さまざま難しく、けさもテレビを見ていたら、たらい回しをされて受け入れられずにその人が亡くなっちゃっているわけですね。救急車の中で受け入れ先の病院を36軒も問い合わせても、37軒目で一旦断ったのが受け入れるというふうになって、物すごく難しい、社会的に日本の国が医療崩壊の危機ではないかというふうには危惧されるところまで来ておりますけれども、さきに申し上げたように、今まではこういう助成とかそういうのがなかったのに、急にこういうふうには話が浮上してきたわけですね。

ですから、本来順番からいけば、我々のところに外ヶ浜の町立病院が蓬田中央病院というふうなものがあったとします。そういったときに、我が首長はどこに相談するのでしょうかね。最寄りの自治体も利用しているから、最寄りの自治体の首長さんに相談して賛助金を求めるのか。それとも、本家の青森県のほうに相談をしながら、厚生省に相談を持ちかけて助成をしていくような制度で、代議士にそういうふうな運びをもって働きかけていくのか。これは皆さんそれぞれの個々の考え次第だと思いますけれども、私は順番からいけば、県のほうにそこの管理する首長さんが相談をして、それで県の指導を仰ぎながらやはり持っていくのが本当の筋ではないのかなと思うのですけれども、前回、我が村長のほうからも説明がありましたけれども、内容に関しては私も十分納得はいくということは考えますけれども、ただこの制度というものに対しては、やはりそういう順番を持っていくのが本当が一番よろしいのではないだろうか。

このたびの協議会にうちのほうの議長も出席するみたいですので、その辺のこともや

はりこういう意見も議員からは上がっているということをぜひ伝えていただきたいと私は思って、私の意見として、答弁は結構ですけれども。そのように思います。

○藤田委員長 久慈省悟委員に申し上げます。質問、要望等は簡潔にお願いいたします。

ほかに質問ございませんか。4番坂本委員。

○坂本委員 54ページ、診療所費の中で質問いたします。

村長が就任して間もなく蓬田の診療所のリフォームをしたわけですが、それからもうかなり年数がたっています。外壁がかなり汚れが目立ってきたのではないかと考えておりますが、もうそろそろリフォーム、改修すべきと思うわけですが、これについて計画はあるのかどうか、答弁をお願いしたいと思います。

○藤田委員長 健康福祉課長。

○佐井健康福祉課長 今のところ計画はございません。以上です。

○藤田委員長 次に、農林水産業費、商工費で、56ページから65ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。5番久慈省悟委員。

○久慈省悟委員 63ページをお願いします。

63ページの1のほたて特定養殖共済加入事業に132万円助成金がなされていますけれども、これは助成が何割出ているのか。トータルのうちの何割が我が村から出ているのか、ご報告をお願いいたします。

○藤田委員長 産業振興課長。

○坂本産業振興課長 共済の割合のことですか。それとも、役場負担の割合。（「役場」の声あり）3分の1、3分の1、3分の1の割合で上限132万円でございます。以上です。

○藤田委員長 ほかに質問ございませんか。1番久慈修一委員。

○久慈修一 同じページ、63ページです。ほたてがい養殖残渣補助金についてお伺いします。

昨年は牧場に持っていきましたが、ことしの処理方針はどのように考えていますか。

○藤田委員長 産業振興課長。

○坂本産業振興課長 昨年76万6,500円見て、ことしの倍を助成するわけです。それで、総額511万円ほど予算化されまして、役場、漁協、あるいは漁家の皆さんと協議しながら、引き続き牧場のほうに運ぶ、あるいは残った分については焼却のほうに回すほうの検討を、協議会の中で検討していきたいと思っております。以上です。（「わかりまし

た」の声あり)

○藤田委員長 ほかに質問ございませんか。7番山館委員。

○山館委員 56ページの農業委員会の報酬について、関連しますけれども、農業委員会の定数についてお伺いいたします。以前、2年前でしたか、村長から農業委員会の委員の定数の削減について提案されたことがございました。もう委員会改選直前でしたので、提案されたときは否決されたわけでございますけれども、もう2年もたっていますので、この農業委員会の定数削減については村長はどう考えているのか。

○藤田委員長 村長。

○古川村長 先般は議員の削減もされていますし、議員並みにということで提案しましたがけれども、議員の皆さんから賛同を得られませんでしたので、議員の皆さんのほうでひとつ考えていただきたいと思います。

○藤田委員長 山館委員。

○山館委員 議員のほうから反対されたから、議員のほうで今度は考えてくださいという、そういったあれですけれども、やはり定数削減をするという村長の考えでございますので、やはり直前というと農業委員会のほうにご迷惑がかからないような、やはり1年あるいは2年前に削減の考えがあるのであれば、やはりそういうふうな形で削減を皆さんに早く伝えておいて、委員会のほうにも理解を得てもらって、やはり協議する時間を与えて、委員会のほうでもそれはやはりするべきだというふうな意見も当時があったわけです。私も委員でございました。ですけれども、余りにも急であったものですから、削減に至らなかったという経緯がございます。

ですから、今議員のほうに責任があるような、村長の発言ですけれども、そうじゃなく、村長はそういうふうな定数削減について考えがあるのであれば、できるだけ、なければいいですよ、なければいいのですけれども、もし削減しなければならないその時期だということで考えているのであれば、早目にそういうことを委員のほうに、皆さんのほうに伝えておけば、それなりに理解が得られるものと私は思っていますので、村長のご意見をもう一度お伺いします。

○藤田委員長 休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時33分 再開

○藤田委員長 休憩を取り消します。

村長、何か一言あれば。

○古川村長 今回の件については、農業委員会と再度話をして、これからどうするか決めたいと思います。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。8番木村委員。

○木村委員 58ページお願いします。

3目の農業振興費の14節使用料及び賃借料、ライスセンターシステム使用権使用料178万5,000円というふうにありますけれども、これは私はわからないのですけれども、以前からあったものなのかどうかお聞きします。

○藤田委員長 産業振興課長。

○坂本産業振興課長 24年、25年、26年、3カ年で総額700万弱で、昨年一応3カ年計画で使用料を出すということで、ことしは2年目です。あと1年残っております。3年間の使用料。以上です。

○藤田委員長 8番木村委員。

○木村委員 次に、19節、同じページの19節負担金補助及び交付金、経営体育成支援事業補助金630万円、これは説明のとき、個人負担3分の1というぐあいに説明があったのですけれども、この経営体の内容と、そして残りの3分の2の補助、補助というのか、それはどういう形になっているのか、お聞きします。

○藤田委員長 産業振興課長。

○坂本産業振興課長 以前は国から個人に真っすぐ行くシステムなのですが、国、県と村があって個人に。あと3分の1、残りの3分の2は、本人負担になりまして、当然スーパーL資金とか、そういう融資を受けた方で一応お願いするということです。主に農業機械、あるいはコンバイン、田植え系統があります。上限が300万円です。3分の1までの助成。今回は3名の方が一応申し込みということで予算計上しております。以上です。

○藤田委員長 木村委員。

○木村委員 この事業は申請者があれば、何名でも対象になるのか、ならないのか、お聞きします。

○藤田委員長 産業振興課長。

○坂本産業振興課長 予算の限度があるかぎり審査を通れば該当することがありますが、昨年は3名、ことし、25年も3名ですので、何名というのものなかなか、その規模による

こともあります。やはり県の審査でちょっと若干ゆるやかな状況なのですが、ぜひこの辺は村としてはぜひ支援していきたいと思っております。以上です。（「わかりました」の声あり）

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。1番久慈修一委員。

○久慈修一委員 昨年、サル被害が起きて、この予算書を見まして、サルと言えば語弊がありますがけれども、鳥獣被害に対しては今回は何も計上していませんよね。お願いします。

○藤田委員長 産業振興課長。

○坂本産業振興課長 補正対応で対処していきます。今、県のほうに、国の事業なのですが、上限200万円の事業要望をしております、3月中には対策協議会を開き、3町村でそれぞれ外ヶ浜、今別、蓬田村、200万、200万、200万。早い段階でいけば6月あたりの補正、あるいは専決処分に対処していきたいと思っております。よろしくお願いします。（「わかりました」の声あり）

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。

次に、土木費、消防費で、65ページから73ページまでの質疑を行います。4番坂本豊委員。

○坂本委員 70ページ、19節の住宅リフォーム補助金80万円あるわけですが、私が前に一般質問でリフォームの助成事業を村でやってほしいという内容の質問をしたことがあるわけですが、このリフォーム補助金80万円は、私が以前質問したこれとは、また別のものなのか。説明をお願いします。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 前に委員からご指摘がありまして、こちらのほうでも調査をしまして、県と協議をしまして、県の補助事業なのですが、これは限度、1件20万円、たしか20万円だったと思うのですが、県のこれは補助事業です。丸々県全部負担です。

○藤田委員長 坂本 豊委員。

○坂本委員 ちょっと説明が前になかったので、村独自でリフォームをやっている平内とか、いろいろあるわけですが、村長にお聞きしますが、村単独でのリフォーム事業というのはできないか。また、どのくらいの予算等が必要なのか。わかる範囲で答弁をお願いします。

○藤田委員長 村長。

○古川村長 いろいろ考えてみましたが、現在はそういう部分に対する助成というのは考えていない。ただ、今現在合併浄化槽などでうちのほうで補助金を出していますので、その辺でご理解をいただきたいと、こう思います。

○藤田委員長 坂本 豊委員。

○坂本委員 合併浄化槽の補助事業というのは、前が下水道事業があって、それを凍結して廃止にした、そのかわりにやっているわけですね。たしかそうだと思います。それくらいなら私が述べている住宅リフォームは全く別な事業なので、その辺、私は需要はどのくらいあるか、もちろんわかりませんが、よその町村ではかなり好評で申し込みの件数も多いように聞いております。なぜできないのか、その辺をもうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 リフォームに関しましては、議員の皆様は昨年ですか、一昨年ですか、いろいろ回覧等でお知らせしております。広報でしたか。ちょっとやった記憶がありません。それで、それをごらんになって、今までですと1件の方の要望がございました。しかし、やはり県のほうとこの要綱がかなり細かくて、途中でやはり申請の方も、これですと難しいのでということで、我々は担当に指示をしていろいろ書類の書き方とか、そういうのを指導していろいろ書いて手助けをしたのですけれども、やはりいろんな細かい点がありまして、なかなか該当になれないという部分もございまして、一応取り下げをしたと。今まで1件ございました。以上です。

○藤田委員長 8番木村委員。

○木村委員 68ページお願いします。

19節負担金補助及び交付金、融雪施設管理運営費補助金33万6,000円、私も以前に何回か質問して、この予算をつけていただき、本当に感謝しております。そして、私は地域の融雪溝のポンプの担当を今しております。昨年、そしてことし、非常に雪が多かったわけです。そして、我々はこの融雪ポンプを稼働するのにも、物すごく多額なお金がかかりましたので、できるだけ節約して、蓬田地区の場合は1日3時間、朝夕合わせて6時間流しているわけです。なかなかことしのように雪が多い場合、その3時間で雪が解けないわけです。できればもう3時間ぐらいずつ、倍ぐらいにふやせば地域の住民の人たちは本当に助かるわけで、地域の会計も助かるわけで、各自治会でそれ分負担すれば、それが簡単な一番いい方法だ、簡単な方法だと思うわけですが、各自治会も

非常にいろんな負担が多いわけで、特にこの雪に関しては国道とかをことし見ても車が交差できない状況になったり、大変な状況であります。でありますので、この負担金について今後、こういう大雪の場合、少しか、幾らかでも増額していく方向に検討していかれないものかどうか、答弁を求めます。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 この融雪溝、委員おっしゃるとおり、融雪溝を有効利用して一生懸命雪を解かすと、それなりにまた電気料がかかるということで、各利用している自治会長さん方からいろいろ助成もお願いされたところでございます。ことしのように、1メートル60センチ、1メートル70センチというふうな大雪になりますと、やはり国道等も狭くなって大型が来ればやはりなかなか交差できないような状況にもなっております。使えば使うほどお金はかかるわけですから、そういうところは今後また自治会長さん方とまだまだこれから融雪溝はできていきます。やはりまだまだ今度は北のほうに延びてきますので、その辺のところ、やはり大雪、これは何センチになれば大雪なのかというような点にもありますけれども、その辺のところはあとは自治会長さん方とご利用状況については協議しながら、補助についても、出すとは言いませぬけれども、検討させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。（「わかりました」の声あり）

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。1番久慈修一委員。

○久慈修一委員 同じページで、その上に13の委託料がございます。委託料の中の2段目、3段目について、郷沢融雪施設設定調整委託料、それから郷沢融雪施設高圧保守点検委託料となっています。この施設、高圧電気の関係だと思っておりますが、ほかの、例えば蓬田、あと郷沢、今長科、中沢は高圧を使っているかどうかわかりませぬ、ここに郷沢だけが上がってきたという理由は何なのでしょう。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 これは温泉通りの踏切から国道までのロードヒーティングの委託料です。（「融雪溝ではないんですね」の声あり）はい。（「わかりました」の声あり）

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。

次に、教育費で、73ページから88ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。

7番山館委員。

○山館委員 77ページ、工事請負費、蓬田小学校校舎全面塗装工事費でございますけれども、この学校はできてまだ10年になりますか、まだ新しい感じがするわけですがけれども、

全面塗装ということで、これは木造の使用している、ここ独特の校舎でございます。自慢の校舎でございますけれども、この塗装によって景観が失われるようなことはないのか。また、もう10年おきとか、そういうふうな形でこの塗装をしていかなきゃならないのか、今後のその計画についてお伺いいたします。

○藤田委員長 教育課長。

○坂本教育課長 ご存じのとおり、木、木部で多くつくっている学校で、この塗装が、その木部の部分が黒く変色しています。その部分の塗装と考えていただいて、サイディングとかのところは今は考えていません。それと、ことしやるのは正面のやはり南側の一番汚れがひどくて、その部分、職員室と正面のホールの部分です。それから、次の2期工事がまた東側の校舎、そして3期目が北側の校舎と体育館の木の部分の塗装です。

それで、業者のほうでは、3年ぐらいが一番もつ期間だそうですけれども、それだとちょっと回転が早過ぎますので、ただ1回塗装していいということではなく、何というのですか、腐らない部分の何層にも、何回も塗装していきます。そして、色としては建てた当時の色で完成するように考えています。よろしいでしょうか。

○藤田委員長 山館委員。

○山館委員 私はあのすばらしい校舎は、自慢の校舎でございます。したがって、やはり景観、それからその管理について、これからもよろしく願いしていきたいと思えますけれども、また全面塗装ということでございましたので、これは年度で分けて順番にやっていくという説明でございますけれども、全面塗装ということでもありますので、全体全部をことし1回でやるものだと私は解釈して質問したわけでございます。何年かに分けて最終的には全面塗装するというところで理解してよろしゅうございますか。じゃあ管理をよろしく願います。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。1番久慈修一委員。

○久慈修一委員 78ページをお願いします。78ページ、教育費の中学校費です。中学校費の需要費、消耗品費が去年は250万円計上してありました。来年については記載していません。ことしは消耗品費が171万円ということですが、何か極端に違った理由というのはあるのですか。

○藤田委員長 教育課長。

○坂本教育課長 昨年、教科書の変更がありました。それで、指導書、教員が使う指導書なのですが、その指導書で75万円ほど計上しておりました。それで、5年に1回の変更

ですので、来年度は教科書の変更がないので、その分減額したものでございます。

(「わかりました」の声あり)

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。

次に、89ページ、災害復旧費から予備費までの質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 以上で質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第26号平成25年度蓬田村一般会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○藤田委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号平成25年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。教育課長。

○坂本教育課長 議案第27号平成25年度蓬田村学校給食センター特別会計予算。

歳入歳出予算それぞれ2,922万4,000円と定めます。

3ページをお開き願います。歳入です。負担金ですけれども、1,123万円、これは給食費、給食を食べた人たちから集めるお金、負担金です。それから、一般会計からの繰入金、給食センターの維持費、それから調理員の賃金とか、そういうのです。1,797万4,000円。それから、繰越金2万円。計2,922万4,000円。

そして、歳出ですけれども、7ページをお開き願います。7ページの13節委託料のその一番下に、外気処理ユニットオイル交換委託料47万3,000円、これは約2年に1回、空調エアコンコンプレッサーのエンジンが外に3基ついているのですが、そのエンジンのオイル交換です。ことし3年目になりますので、オイル交換したいと。そのほかは経常経費でございます。以上です。

○藤田委員長 質問ありませんか。4番坂本 豊委員。

○坂本委員 直接は予算書にないのですが、前に放射能の測定器の件で質問したのですが、それはもう、ちょっと忘れたのですが、測定器はどうなったのか。そのはかっているデ

一タ等はどのようなふうになっているのか、ちょっと説明をお願いします。

○藤田委員長 教育課長。

○坂本教育課長 放射線をはかる測定器は購入して、そして栄養士のほうで食材を常に、1週間に3回ぐらいなのですけども、はかってデータもとっております。そして、今までにその放射線があるというのは1回も出ていません。また、数字でいくと、50何とかレベルというのでしょうか、それが出た場合は、その食材をとめるということで決めております。全然そういうのは出ていない、結果的には出ていません。以上です。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第27号平成25年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○藤田委員長 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○山谷住民課長 議案第28号、平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計予算、平成25年度蓬田村の国民健康保険特別会計の予算で説明します。歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ4億6,951万4,000円と定めます。

7ページをお開き願います。歳入の主な点についてご説明します。1款国民健康保険税は一般、そして退職者を合わせまして9,276万8,000円、これは前年度より1,257万3,000円の増となっております。これはどちらも91%の収納率を見込んでおります。

8ページをお開きください。3款でございます。国庫支出金は1項、2項、これも合わせまして合計1億5,369万1,000円となります。これは前年度より70万9,000円の減となります。

そして、4款の療養給付費など、あと5款前期高齢者、6款県支出金、いずれも増額で計上いたしております。

歳出については、14ページをお開きください。2款でございます。保健給付費の1項、合計が2億8,020万円、前年度比較1,600万円の増です。これは20年度から実績に基づいて計算したものです。そのほかは前年度とほぼ同額です。

歳入歳出の詳細については、右説明欄のとおりです。よろしく申し上げます。以上です。

○藤田委員長 これより、歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。4番坂本委員。

○坂本委員 毎回、国保会計には反対してきたわけですが、理由はいつも同じなので、一般会計のほうでも省略してしまったわけです。ただ、この一般会計からの繰入金というのが2,000万円ほど計上されておりますが、もう完全に赤字に転落してしまったための補填金ということでは、頭を振っているのでは違うのかなと思いますが、私はもうトータルで3,500万円も赤字のリスク、もとい、徴税の未収があるということで問題視してきました。これはやはり国保税が高過ぎて払えないということが一番の理由なわけです。ですから、できるだけ一般会計から繰り入れして安くしてほしいということをお願いしてきたわけですね。ですから、これは討論ですので、そういうことも含めて、今までなされてこなかったわけです。あしたの一般質問でもあるわけですが、そういう意味で、もっと住民の方が安心して暮らせるような、そういうのを行政がやるべきだというふうに考えます。こういうのを放置して外ヶ浜の病院には1,000万円も簡単に出す、ということなのか理解できないですが、ですから、そういう意味も含めて一般会計では反対討論できませんでしたが、そういう理由で反対いたします。以上です。

○藤田委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第28号平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○藤田委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○柿崎建設課長 議案第29号平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算、平成25年度の蓬田村の簡易水道事業特別会計の予算は、歳入歳出それぞれ1億262万3,000円といたします。

主なものにつきましては、6ページ、7ページ、水道維持管理費のほか、15節工事請負費、第2取水ポンプ場取水水位計取替工事費173万3,000円と、23節償還金利子及び割引料、長期債元金及び利子、合わせて6,847万2,000円を計上しております。以上です。

○藤田委員長 これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。1番久慈修一委員。

○久慈修一委員 7ページでございます。予算に直接ではございませんけれども、昨年、第2取水場でしたか、に砂がたまって、何かその第2のほうも動かさなきゃいけないということで説明を受けました。その状況はいかがになっているのでしょうか。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 そのことについて、前に議員の皆さんに事前に内容は説明させていただいたのに、第1のほうを調査しました結果、砂が説明したよりも思ったよりなくて、通常に戻った。砂があるときに今後また起きればだめだということで、すぐ第2水源地から水を供給できるようにということで、工事もしてきましたし、検査も今しております、異常がないということで、今、今回が取水のポンプの取りかえ、水位計を入れますけれども、徐々に準備いたしまして、今現在、仮に第1水源地が使えなくなったとしても、すぐ第2水源地の水が供給できるようになっております。以上です。（「わかりました」の声あり）

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第29号平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○藤田委員長 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号平成25年度蓬田村介護保険特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○山谷住民課長 議案第30号、平成25年度蓬田村介護保険特別会計予算、平成25年度蓬田村の介護保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

主な内容について、7ページをお開きください。歳入の主な点です。1款保険料、これは102万円増です。

3款国庫支出金、合計149万7,000円の増となります。

続いて、8ページをお開きください。4款支払基金交付金、合計で167万7,000円の増です。

5款の県支出金です。これは69万9,000円の増となります。そのほかは前年度並みでございます。

続いて、歳出ですが、13ページをお開きください。

主なところは、2款保健給付費ですが、合計が3億5,638万8,000円、前年度比較は558万600円の増額でございます。そのほかは前年度並みとなっております。

歳入歳出詳細については、右の説明欄をごらんください。以上です。

○藤田委員長 これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第30号平成25年度蓬田村介護保険特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○藤田委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第31号平成25年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○濱田総務課長 議案第31号平成25年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算、平成25年度蓬田村の宅地造成事業特別会計の予算は、歳入歳出それぞれ1,987万9,000円と定めます。

内容は一番最後のページ、6ページをお願いいたします。これは一般管理費だけでございます。これは一般会計からの21万8,000円を繰り入れしまして、分譲地の管理及び売却の準備に係る経費の予算になってございます。以上です。

○藤田委員長 これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第31号平成25年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○藤田委員長 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○山谷住民課長 議案第32号、平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算、平成25年度蓬田村の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出それぞれ8,784万円と定める。

主な点についてご説明いたします。5ページをお開きください。歳入でございます。ほぼ昨年並みの予算になっております。3款の繰入金1項1目の一般会計繰入金ですが、24年度とやや横並びになってきたところです。

8ページをごらんください。歳出でございます。2款も同様に、24年度と比較しますと、後期高齢者医療広域連合保険費用などの納付金と、それから後期高齢者の広域連合の医療給付費の合計、これもほぼ24年度並みになってきました。以上です。説明を終わります。

○藤田委員長 これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第32号平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○藤田委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本予算特別委員会に付託された議案の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これをもって、予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時18分 散会

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年 月 日

予算特別委員長